

代議員制の導入について

一般社団法人の構成員は、法令上は「社員」と呼ばれ、「社員総会」が現行の通常総会に代わりますが、その決議のためには過半数の出席が必要となります。委任状による議決権の代理行使や書面による議決権の行使は認められるものの、如水会会員約3万3千人の「社員」による「社員総会」において、「社員」の過半数の出席を求めることは非常に困難です。そこで、定款に定めることにより、代議員制を採用し、「社員総会」に代わり「代議員総会」を開催することが認められています。

(1) 代議員の選出

定款第14条に従い、年次毎に3名の代議員を選出します。3名を選出することができない年次についての取扱いは理事会において定めます。

(2) 代議員選挙

代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行います。細則第19条に従い、代議員選挙は、原則として、入学年次別に、5年毎の年度会にて行うこととなります。

各年次の代議員定数を3名とし、年級幹事が協力して3名以内の候補者を決め、如水会々報及びホームページにて選挙を告示します。定数内の立候補ですので、特段の事由がない限り、無投票当選となります。

(3) 代議員の任期

定款第14条に従い、代議員の任期は、原則として選任の5年後に実施される代議員選挙終了の時までとなります。